

○松本市飲用井戸等衛生対策要領

平成25年3月29日

松本市告示第144号

改正 令和2年2月7日告示第14号

(趣旨)

第1条 この要領は、有害物質等による地下水汚染等がみられることに鑑み、飲用水を供給する井戸等の給水施設（以下「飲用井戸等」という。）の適正管理、水質に関する定期的な検査、汚染時における措置等を定めることにより、飲用井戸等について、総合的な衛生の確保を図ることを目的とする。

(対象施設)

第2条 この要領において対象とする飲用井戸等は、次に掲げる施設をいう。ただし、水道法（昭和32年法律第177号）に規定する水道事業の用に供する水道、専用水道及び簡易専用水道及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）に規定する特定建築物の給水設備並びに松本市小規模水道維持管理指導要綱（平成25年告示第138号）に規定する飲料水供給施設、簡易給水施設、簡易専用水道及び準簡易専用水道を除く。

- (1) 一般飲用井戸 個人住宅、寄宿舎、社宅、共同住宅等に居住する者に対して飲用水を供給する井戸等の給水施設（導管等を含む。）
- (2) 業務用飲用井戸 官公庁、学校、病院、店舗、工場その他の事業所等に対して飲用水を供給する井戸等の給水施設（導管等を含む。）

(管理基準)

第3条 飲用井戸等を設置しようとする者並びに飲用井戸等の設置者及び管理者（以下「設置者等」という。）は、次の事項について、自ら飲用井戸等の適正な管理に努めなければならない。

- (1) 飲用井戸等を新たに設置するに当たっては、汚染防止のため、その設置場所、設備等に十分配慮すること。
- (2) 飲用井戸等及びその周辺にみだりに人や動物が立ち入らないよう適切な措置を講ずること。
- (3) 飲用井戸等の構造（井筒、ケーシング、ポンプ、吸込管、弁類、管類、井戸のふた、水槽等）及び井戸周辺の清潔保持等につき定期的に点検を行い、汚染源に対する防護措置を講ずるとともに、これら施設の清潔保持に努めること。
- (4) その供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、利用者にその旨を周知するとともに、市長に報告し、指示を受けること。
- (5) 次条から第6条までに規定する水質検査を行った結果、水道法に基づく水質基準を超える汚染が判明したときは、市長に報告し、指示を受けること。

(給水開始前の水質検査)

第4条 設置者等は、飲用井戸等により給水を開始しようとするときは、あらかじめ、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上欄に掲げる事項（以下「水質基準項目」という。）に係る水質検査を行わなければならない。消毒を行っている場合においては、消毒の効果及び消毒副生成物についても水質検査を行うものとする。

(定期の水質検査)

第5条 設置者等は、一般飲用井戸（設置者等が専ら自己の居住の用に供する住宅のみに飲用水を供給するために設置するものを除く。）及び業務用飲用井戸については、毎年1回以上、水質基準項目のうち、一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、pH値、味、臭気、色度及び濁度並びにトリクロロエチレン及びテトラクロロエチレン等に代表される有機溶剤その他の水質基準項目のうち周辺の水質検査結果等から判断して必要となる事項に関する検査を行うものとする。

2 設置者等は、前項に規定する一般飲用井戸及び業務用飲用井戸以外で、この要領の対象とする飲用井戸等についても、毎年1回以上、前項に規定する水質検査を行うよう努めるものとする。

(臨時の水質検査)

第6条 設置者等は、飲用井戸等から給水される水に異常を認めるときは、速やかに、水質基準項目のうち必要な項目について、臨時の水質検査を行うものとする。

(水質検査機関)

第7条 前3条に規定する水質検査は、水道法第20条第3項に規定する地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者により行うものとする。

(水質検査結果の保存)

第8条 設置者等が、前条に規定する水質検査を行ったときは、その結果を1年間保存しなければならない。

(実態の把握)

第9条 市長は、飲用井戸等の衛生確保を図るため、飲用井戸等の設置状況等の情報を収集し、設置者等及び飲用井戸等の使用者に対する啓発のため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(汚染に対する措置)

第10条 市長は、飲用井戸等の設置者等からの連絡等により飲用井戸等の汚染を発見したときは、水道加入の指導等必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和2年2月7日告示第14号）

この告示は、令和2年2月7日から施行する。